

岩手県告示第494号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成28年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成28年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,688円	5,173円	5,721円	6,139円	6,571円	6,750円	6,865円	6,738円	6,057円	4,916円	3,930円	3,930円
最高限度額	13,207円	13,207円	13,589円	16,312円	18,803円	21,355円	23,924円	25,214円	24,747円	19,935円	15,579円	13,207円